

梅光学院大教員が全面勝訴

地裁下関・学院側の主張退ける

本俸・退職金削減は不当

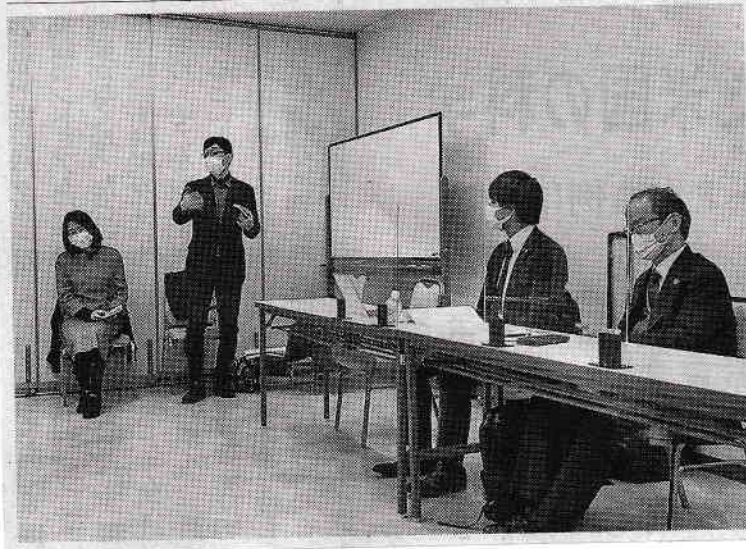
二年以上の裁判に判決 学院正常化めざす

下関市の梅光学院大学の教員有志一〇人が労働条件などを一方的に変更したことに對して学院を訴えた裁判の二審判決が二日に山口地裁下関支部であり、梅光学院に未払い賃金など計約六〇〇〇万円の支払いを命じる判決が下った。原告団のほぼ全面勝利となり、判決を受けて原告団の教員は弁護士とともに報告会を開き、一年以上にわたる裁判を支えてきた支援者に結果を報告した。

学院側に六千万円支払命ず

教員有志が提訴していたのは、梅光学院大学が二〇一六年四月一日に労働者である教員らと合意形成しないまま給与・退職給与規定を変更し、本俸の大幅な切り下げ、通勤・住宅・扶養手当の切り下げや廃止、退職金の大幅な切り下げをおこなったことについてだ。二〇一三年に本間政雄氏が理事長に就任して以後、「赤字解消」「人件費比率の削減」を掲げて「改革」を始めた現経営陣は、中高の四〇歳以上のベテラン教員に対し人材コンサルタント・ブレイ

労働条件を変更して労働者に不利益をかぶせる



場合、労働者にそれを周知し、その内容は合理的なものではないならぬ。この裁判では本場に梅光学院がそれほど経営的にひっ迫していたのか、ということが一つの争点となっていた。

梅光学院側は「帰属収支差額は赤字の状態が長年続き、これを補てんする現金預貯金についても、キャンパスの建て替えなどの出費もあつて一

2021-2-5

〇年ほどで底をつき、資金ショートする状態だった。「他校などと比較して著しく高い人件費を削減するほかなかったら、就業規則を変更する高度の必要性があった」と主張していたが、この裁判のなかで専門家による経営分析の意見書が提出され、裁判所の事実認定にはおおむねその内容が採用されている。

それによると、平成一七年度以降の帰属収支差額が赤字の状態が続き、とくに平成二四年度と平成二七年度には、帰属収支差額の約一割に当たる約一億二億円の赤字を毎年計上し、金融資産の額が減少しており、おもな収入である学生生徒等納付金は、平成二八年ころに入学人数が回復するまでは入学者が定員を下回っており、「少子化など私立大学をとりまく状況を踏まえ、短期の急増が難しいだけ

支援者に裁判結果を報告する原告団の教員ら（二日）

なく、長期的にも大幅な収入増加が見込みがたい状況であった」こと、さらに耐震性に問題のある東館の建て替えに約二五億円が必要で、約一五億円を自己資金で賄う必要があったことなどをあげ、「被告（梅光学院）が従前の収支構造の改善を検討すること自体が不合理であるとはいえない」とした。そのうえで、実際の資金繰りに使うことが可能な資金の部に注目して分析している。

平成二三年と平成二九年度までの資金余剰額（帰属収支差額に減価償却を加え、実質的な資金の余裕を示すもの）を見ると、平成二四年度（約△八七〇万円）、平成二六年度（約△三二八〇万円）、平成二九年度（約△七五〇万円）の三年度以外は黒字で、内訳は平成二三年度：約七七二万円
平成二四年度：約七一五万円
平成二五年度：約五九

五二万円

平成二七年度：約二二七万円

平成二八年度：約一億七八五九万円

だった。さらに平成二四年度以降、入学者が増加して平成二八年度には定員を上回り、平成二七年度の学生生徒等納付金は約一〇億六九五〇円と前年より約六〇〇万円増加、翌年度には約一億二〇〇〇万円増加している点を指摘。「新就業規則への変更当時には、被告の主たる収益である学生生徒等納付金の額は増加し、その増加額も相当程度あったと認められる」と認定した。

また流動比率（流動負債に対する流動資産の割合。二〇〇％以上であれば優良）も、もっとも低い平成二九年度が三三六％であり、正味運転資金は平成二四年度で約一八億円、平成二五年度で約一七億円、平成二六年度で約一六億円、平成二七年度で約一三億円、平成二八年度で約一四億円、

平成二九年度で約一三億円あったことなど、経営状況を分析した結果「被告の資金繰りに問題が生じ得るような危機的状況ではなかったと認められる」とし、梅光学院側の「一〇年で資金ショートする状態だった」という主張を退けた。

原告団の教員らは、裁判を支えてきた支援者に謝辞をのべるとともに、この提訴は個人の金銭的な問題にとどまらず、下関で二〇〇年以上にわたる歴史を刻んできた梅光学院の正常化が最大の願いであることを強調し、今後も粘り強くたたかっていく思いを語っていた。